

高萩・北茨城広域事務組合議会公印規程

昭和59年6月25日

議会告示第1号

改正 令和元年10月1日議会告示第2号

(趣旨)

第1条 この規程は、高萩・北茨城広域事務組合議会の公印について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において「公印」とは、公文書に使用する議会印及び職印をいう。

(種類)

第3条 公印の種類、ひな形、寸法及び使用範囲は、別表のとおりとする。

(保管者)

第4条 事務局長は、責任をもって公印を保管しなければならない。

(公印の新調等)

第5条 公印の新調、改廃は議長の決裁を受けなければならない。

(公印台帳)

第6条 事務局長は、公印を登録し、これを整理するため公印台帳を備えつけなければならない。

(公印の使用)

第7条 公印を使用するときは、原議書を事務局長に提示し、その承認を受けなければならない。

付 則

この規程は、公布の日から施行する。

附 則 (令和元年議会告示第2号)

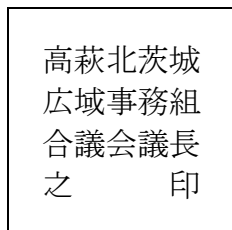
この規程は、公布の日から施行する。

別表（第3条関係）

1 公印の種類

| 公 印 の 種 類 | 使 用 範 囲 |
|--------------------|-------------|
| 高萩・北茨城広域事務組合議会議長之印 | 議長名をもってする文書 |

2 公印のひな形



方21mm